

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第16号 平成28年7月



第16回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 「自治基本条例素案」のまとめの検討に入りました

第16回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案
～これまでの検討結果のまとめ「条例素案検討資料（とりまとめ部会案）」について
3. 素案のまとめの検討①
 - (1) グループでの話し合い
 - (2) 他のグループの話し合いの内容を共有、意見交換
4. 住民投票について
5. おわりに

「まちづくりの担い手の役割」と「まちづくりの基本事項」について検討しました

6月15日（水）、第16回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

今回から、いよいよこれまで積み重ねてきた検討のまとめの段階に入りました。

今回はとりまとめ部会（策定委員のうち8人で構成した、意見の集約や提案を行う部会）から提案された「条例素案検討資料」の全体的な説明を受け、「第2章まちづくりの担い手の役割」、「第3章まちづくりの基本的事項」について話し合いを行いました。



古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

条例素案検討資料（とりまとめ部会案）

12月の答申に向け、これまでの話し合いや古賀みらいサマーミーティング等で出された多様な市民の意見をできるだけ反映しながらとりまとめ部会が作成したものです。

これを基に、第16回～第18回（6月～8月）策定委員会で検討し、加筆・修正していきます。

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

| 平成27年 | | | | | | | | | | | | 平成28年 | | | | | | | | | | | | 平成29年 | | | |
|---------------|---|---|---|-------------|---|---|---|----------|----|----|----|-----------|---|---|---|-----------|---|---|---|-----------------------|----|----|----|--------------|---|--------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 策定委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 策定委員会 スタート | | | | 市民対話 の準備 | | | | 市民 対話 | | | | とり まとめ | | | | 条例素案の内容検討 | | | | 条例素案のまとめ・ 市長への素案提出 | | | | パブコメ 周知活動 | | 議 会 | 施 行 |

今ここ

条例素案のまとめの検討①

条例素案検討資料（とりまとめ部会案）内容

第2章 まちづくりの担い手の役割

| |
|--|
| 市民の役割等 |
| ・市民は、自発的意思に基づいて、まちづくりに関わるよう努める。 ・市民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの発言と行動に責任を持つ。 |
| 議会の役割等 |
| ・議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成する議決機関としての役割を担う。 ・議会及び議員活動その他必要な事項については古賀市議会基本条例に定めるとおりとする。 |
| 行政の役割等 |
| ・市長は、選挙で直接選ばれた代表者として市を統轄する。 ・市長は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営に当たらなければならない。 ・職員は、全体の奉仕者として、職員間の情報共有・連携を図りながら公平公正に職務を遂行する。 |



策定委員会で
出た意見

第3章 まちづくりの基本的事項

| |
|---|
| 情報共有の推進 |
| ・まちづくりの担い手（市民・議会・行政等）は、相互の信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。 ・自治会、校区コミュニティ、市民活動団体は、まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに互いに共有するよう努める。 ・行政は、市民が必要とする情報を把握するとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。 |
| 市民参加の推進 |
| ・市民は、自発的意思に基づいて、市民参加することができる。 ・行政は、市民参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努める。 |
| 共働の推進 |
| ・まちづくりの担い手（市民・議会・行政等）は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努める。 ・まちづくりの担い手（市民・議会・行政等）は、相互連携がまちづくりの新たな展開と発展を生むことに鑑み、対話と交流の機会や場の提供に努める。 |
| コミュニティ活動の推進 |
| ・自治会、校区コミュニティ、市民活動団体等のコミュニティ及び事業者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力して、まちづくりの推進に努める。 ・市民は、地域活動や市民活動がまちづくりの担い手としての意識を育むと共に、住み良いまちづくりに寄与していることを踏まえて、これらの活動に参加・協力していくよう努める。 ・自治会は、自治会区域内の住民同士の交流と親睦を促進する活動を行う。 ・自治会は、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組み、自治会区域内のまちづくりを実践する主体として活動する。 ・校区コミュニティは、校区内の個人、自治会や小学校等の各種団体間の交流・連携を促進する活動を行う。 ・行政は、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るため、コミュニティの主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行うよう努める。 |

市民に身近な
情報発信・共有の
主体として、
事業者も加えたい

校区コミュニティの活動として、地域の人や団体、小学校だけでなく、市民活動団体とも交流・連携を推進することとしたい

※この条例素案検討資料は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ、変更することがあります。

住民投票についてのとりまとめ部会意見

今まで策定委員会等で住民投票を盛り込みたいとの意見が出ていないことなどから、条例素案検討資料（とりまとめ部会案）には住民投票について盛り込んでいません。

【参考】住民投票は自治基本条例での制定いかんに関わらず、地方自治法等に基づき住民が請求することが可能です。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

- インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。
- お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

